

# 羽幌町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年8月24日

羽幌町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

羽幌町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

更に、農業者の高齢化・農業後継者不足により、農業人口減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努め、担い手への農地利用集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、羽幌町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和8年を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づく「最適化活動の目標」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年度)	2,820 ha	0 ha	0 %
目標 (令和8年度)	2,820 ha	0 ha	0 %

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構及び関係機関などと連携しながら、認定農業者及び農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

### ③ 非農地の判断について

再生困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年度)	2,820 ha	2,594 ha	92.0 %
目標 (令和8年度)	2,820 ha	2,679 ha	95.0 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに協力する。

## ② 農地中間管理機構等との連携について

関係機関や農地中間管理機構などと連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握など情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核とした活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## ③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による生産基盤整備の支援と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域性に応じた取り組みを推進する。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和4年度）	0人 (0 ha)	0法人 (0 ha)
目標 （令和8年度）	1人 (1 ha)	0法人 (0 ha)

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進目標

#### ① 関係機関との連携について

羽幌町、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農協等関係機関と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### ② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、関係機関、認定農業者などと連携して、サポート体制を整える。